

小規模企業共済契約に基づいて支払う掛金の取り扱い

山口 昇 税理士

Q

私は、新潟県内で製造業を営む有限会社（従業員一八人）の役員です。このたび、小規模企業共済への加入を検討していますが、この共済に支払う掛金および将来受け取る共済金の税制上の取り扱いについて教えてください。

A

(1) 小規模企業共済制度の内容

小規模企業共済とは、①小規模企業共済法に基づき、②国が全額出資している中小企業総合事業団（本年七月一日より「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に組織変更）が運営している共済制度です。

小規模企業の個人事業主または会社等の役員が事業をやめたり退職した場合に、生活の安定を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済で、経営者の退職金制度といえるものです。

制度の内容は（表1）のとおりです。

(2) 掛金は全額所得控除
事業主または会社等の役員である個人が各年において小規模企業共済の掛金を支払った場合には、所得税の計算においてその支払った金額が、その者の総所得金額等から「小規模企業共済等掛金控除」欄で全額控除されます（所法75①）。住民税の計算においても同様です。

加入者からみると、節税しながら退職金

の積み立てができるという一石二鳥の制度で、この点が最大のメリットといえます。

通常、自身の退職金を準備するために金融機関等に定期積み立てを行う場合、当然ながら掛金の支払いは税金にはまったく反映されません。また、生命保険はどんなに多くの保険料を支払っても、所得税法では最大一〇万円の生命保険料控除であるのに対し、小規模企業共済は、掛金全額の所得控除が可能となり、結果

〈表1〉小規模企業共済の制度

- ①加入資格
 - ・常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の個人事業主及び会社の役員
 - ※年齢による加入制限はないため、何歳でも加入できる。
 - ※加入後に従業員が増えなくても、契約は継続できる。
- ②掛金
 - ・掛金は月額1,000円～70,000円までの500円きざみで自由に設定。
 - ※半年払い、年払いも可。前納の場合は割引あり。
 - ※掛金は増額・減額が可能。
- ③税制面
 - ・掛金は全額が所得控除。
 - ※1年以内の前納掛金も控除可。
 - ・共済金は退職所得扱い（一時受取り）または公的年金等の雑所得扱い（分割受取り）
- ④共済金の受取額

（掛金月額10,000円のケース）

掛金納付年数	5年	10年	15年	20年	30年	共済事由等
掛金合計額	600,000円	1,200,000円	1,800,000円	2,400,000円	3,600,000円	
共済金A	621,400円	1,290,600円	2,011,000円	2,786,400円	4,348,000円	・事業をやめた時（個人事業主の死亡・会社等の解散を含む。） ※配偶者、子への譲渡及び現物出資により個人事業を会社へ組織変更した場合を除く。
共済金B	614,600円	1,260,800円	1,940,400円	2,658,800円	4,211,800円	・会社等の役員の疾病、負傷または死亡による退職（任意または任期満了による退職を除く。） ・老齢給付（年齢が65歳以上で、掛金を15年以上納付した方は、請求することにより受け取ることが可能。なお、老齢給付として受け取らずに、共済契約を継続することも可能。）
準共済金	600,000円	1,200,000円	1,800,000円	2,419,500円	3,832,740円	・会社等の役員任意または任期満了による退職 ・配偶者、子への事業譲渡 ・現物出資により個人事業を会社へ組織変更し、その会社の役員にならなかった時
契約手当金	・掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80～120%相当額が受け取れる。掛金納付月数が240ヵ月（20年）未満での受取額は、掛金合計額を下回る。					・任意解約 ・掛金を12ヵ月分以上滞納した時 ・現物出資により個人事業を会社へ組織変更し、その会社の役員になった時（この場合において小規模企業者でない時は、準共済事由となる。）

的に高利回りとなります。これを利用しない手はないというものです。
〈表2〉を見てわかるとおり、課税所得が多い人ほど減税される割合が多くなります（税率が累進税率のため）。
ちなみに、課税所得一〇〇万円の個人が年間八四万円（掛金月額七万円）の小規

〈表2〉掛金の所得控除による減税額

	課税所得金額	加入後の減税額 (所得税・住民税)			
		(掛金月1万円) 年間掛金120,000円	(掛金月3万円) 年間掛金360,000円	(掛金月5万円) 年間掛金600,000円	(掛金月7万円) 年間掛金840,000円
①	200万円のケース	14,700円	44,100円	73,500円	102,900円
②	400万円のケース	31,200円	93,200円	152,000円	199,600円
③	600万円のケース	31,200円	93,600円	156,000円	218,400円
④	800万円のケース	38,800円	108,400円	178,000円	247,600円
⑤	1,000万円のケース	51,600円	154,800円	258,000円	361,200円

※住民税の均等割については、4,000円と設定した。

〈表3〉税法上の共済金等の取り扱い

共済金等	取り扱い
1 一時払共済金	・死亡以外によるもの……退職所得扱い ・死亡によるもの……死亡退職金扱い(相続税)
2 分割払共済金	公的年金等の雑所得
3 準共済金(※1)	退職所得
4 解約手当金	・任意解約で満65歳以上の場合……退職所得 ・その他の場合……一時所得(※2)

※1：表1の4共済金の受取額の準共済金の共済事由等を参照。
※2：この場合、その契約に基づき掛金は、その支払った年分の小規模企業共済等掛金控除として所得控除されているので、一時所得の金額の計算上、控除されない。

〈表4〉無担保・無保証人で借りられる貸付制度一覧

種類	貸付額	貸付利率 (平成16年4月1日現在)
1 一般貸付	1,000万円～10万円	年1.5%
2 傷病災害時貸付	原則1,000万円～50万円	年0.9%
3 創業転業貸付	1,000万円～50万円	年0.9%
4 新規事業展開等貸付	1,000万円～50万円	年0.9%
5 福祉対応貸付	1,000万円～50万円	年0.9%
6 緊急経営安定貸付(平成16年4月1日～)	1,000万円～50万円	年0.9%

合計額の範囲内(納付月数により掛金の七割)で、六種類の貸し付けが無担保・無保証人で受けられます(表4)。
なお、一般貸付利率が従来年三・〇%が本年四月一日から年一・五%に引き下げられたため、三月三十一日以前に貸し付けを受けている加入者は、借り換え手続きを行うことによって、新利率の一・五%を適用することができますので、この手続きをおすすめします。

(6) 小規模企業共済の活用
この共済の魅力は、何といっても税制上の取り扱いです。支払う掛金は全額が所得控除、かつ、受け取る共済金は退職所得または雑所得扱いで、支払い時も受け取り時も税制上、優遇されます。
また、この共済の加入中に万が一、資金繰りに窮した際は、共済契約の解約をすれば解約手当金の支給を受けることも可能ですが、できれば解約せずに、掛金を大幅に減額(一〇〇〇円まで可能)するとともに、一般貸付制度により、解約した場合と同程度の資金を得る方法をおすすめします。なぜなら、解約時の解約手当金は、一時所得として課税されてしまうためです。
そのため、とりあえず、貸付制度の利用をまず第一段階として利用し、資金繰りの改善等がみられない場合には、最終的に解約もやむをえないという方法をとることが、よりベターと思われれます。

模企業共済の掛金を支払った場合、所得税・住民税を合わせ、三六万一二〇〇円の減税となり、この減税の金額の掛金に対する割合(361,200円/840,000円)は四三%、すなわち利回り年四三%と同様の結果となります。

(3) 共済金は退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱い
小規模企業共済法に基づいて、中小企業総合事業団から支払いを受ける共済金等に

ついでに税法上の取り扱いは、〈表3〉のとおりです。
(4) 掛金の支払いが困難な場合等
この共済制度の加入後、経営不振等により、掛金の継続が難しくなった等の場合でも、①掛金の減額(最低一〇〇〇円まで減額が可能)や、②貸付制度を利用(無担保・無保証人)することができま

(5) 貸付制度の内容
この共済制度の加入者は、納付した掛金

この共済の魅力は、何といっても税制上の取り扱いです。支払う掛金は全額が所得控除、かつ、受け取る共済金は退職所得または雑所得扱いで、支払い時も受け取り時も税制上、優遇されます。
また、この共済の加入中に万が一、資金繰りに窮した際は、共済契約の解約をすれば解約手当金の支給を受けることも可能ですが、できれば解約せずに、掛金を大幅に減額(一〇〇〇円まで可能)するとともに、一般貸付制度により、解約した場合と同程度の資金を得る方法をおすすめします。なぜなら、解約時の解約手当金は、一時所得として課税されてしまうためです。
そのため、とりあえず、貸付制度の利用をまず第一段階として利用し、資金繰りの改善等がみられない場合には、最終的に解約もやむをえないという方法をとることが、よりベターと思われれます。